

## フリーランス法の制定を踏まえて

# シルバー人材センターの契約関係を見直します

### ◎フリーランス法とその目的

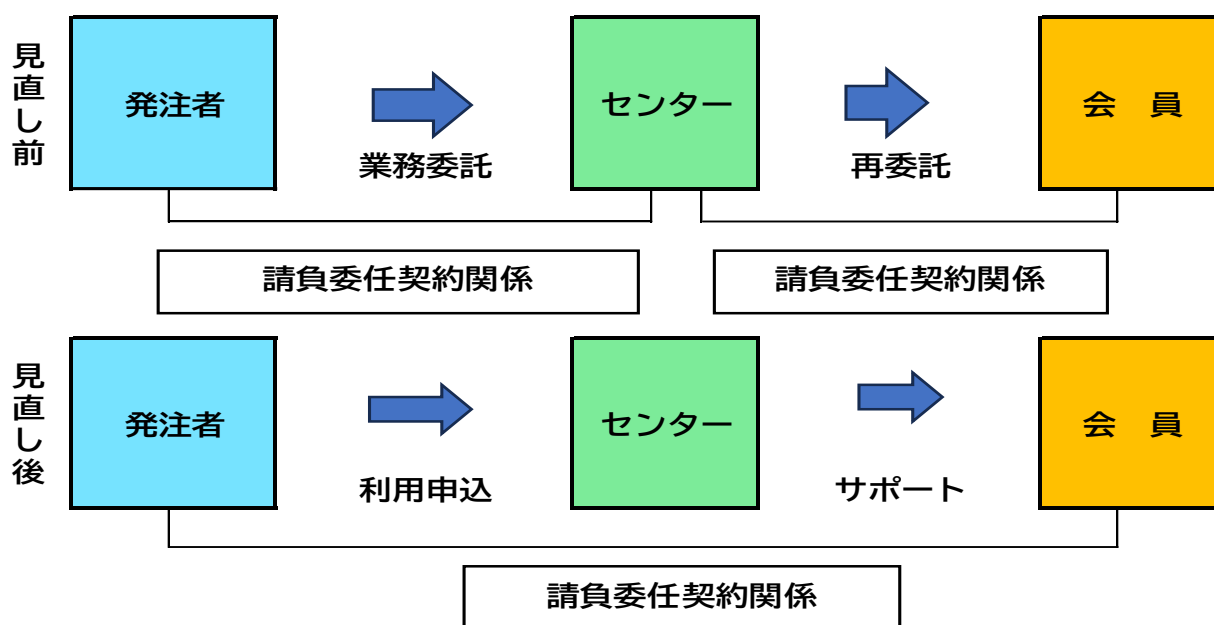
「フリーランス法」（正式名称「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」R6.11.1施行）は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。具体的には、フリーランスの方と企業などの発注事業者間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

請負委任契約で働いているセンター会員もフリーランスに位置づけされます。

（※派遣契約会員はフリーランスではありません。）

### ◎なぜ、契約方法の見直しが必要なのか

現行の契約方式では、シルバー人材センターは発注者から仕事の依頼を受け、会員に再委託する形を取っており、発注者と会員の間には直接関係が生じる構造になっていません。このため、フリーランスである会員が、法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からもできる限り速やかに契約方法を見直すよう、方針が示されています。



### ◎新しい契約関係

新たな方式では、発注者はセンター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。センターは利用契約をもとに「会員業務仕様書」を作成し、会員に就業条件を明示します。会員が業務仕様書に同意することで、発注者と会員の間には請負委任契約関係（直接の関係）が生じます。これにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。

公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会

公益社団法人 松原市シルバー人材センター

TEL 072-337-1141 FAX 072-334-0553

## 契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者の皆さまはセンターに対し、業務一式を業務委託契約していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ①シルバー人材センター利用契約（センターが行う会員とのマッチングや調整等の業務委託）
- ②会員業務委託契約（会員に依頼する仕事）

なお、契約方法の見直し後においても、センターは、これまでと変わらないサービスを提供させていただきますので、発注者の皆さまにおかれましては、引き続き安心してセンターをご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### ■発注依頼から業務終了までの主な流れ

#### 委託料の一部について消費税の課税関係が変わります

	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 (センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
<b>【新】</b> センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありませんが、契約書が変わります。 変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となるため、シルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約に同意いただいた上で、シルバー人材センター利用契約を締結することになります。
<b>【新】</b> 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
<b>【新】</b> 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
<b>【新】</b> 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。

センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬）」と「センター業務委託料（事務費）」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり委託料の内訳を記載しています。

- ①適格請求書分（センター業務委託料）
- ②非適格請求書分（会員業務委託料）

※簡易課税制度を選択している事業者：消費税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取扱い  
※それ以外の事業者：会員業務委託料に係る消費税については仕入税額控除不可

